

亘理町中学校部活動地域移行に関するQ & A

Q 1. 部活動の地域移行は、どのような種目から始めようと考えているのか教えてください。

A 1. 準備の整った種目から取り組みたいと考えています。今現在、町内の指導者の方や町スポーツ・文化芸術協会加盟団体から、地域クラブ活動立上についての意向を確認しているところです。今後、アンケート結果から生徒や保護者のニーズを把握し、指導者・各団体、保護者、学校との調整を行い、体制の整ったところから始めたいと考えています。

Q 2. 中総体が開催される場合、これまで土・日に組まれていた練習試合などの実践練習ができなくなると思うのですが、どうなりますか。

A 2. しばらくは、ハイシーズンなど期間限定で、土日に部活動を実施できるようにする予定です。練習試合など実戦練習も、この期間内に実施が可能です。

Q 3. 亘理町外の地域クラブ活動に参加することは可能ですか。

A 3. 町外の地域クラブ活動であっても、該当する地域クラブ活動に受入体制があれば、可能かと思います。亘理町の地域クラブ活動に、町外の中学生から参加の意向があった場合には、受け入れる方向で進めていきたいと思っています。

Q 4. 部活動と地域クラブの両方に在籍している場合、地域クラブが中体連の大会に出場可能となるのであれば、両方のチームでのエントリーは可能なのでしょうか。

A 4. 中体連の大会（中総体・新人大会）に参加する場合は、部活動または地域クラブ活動のどちらから参加するのかを決め、中体連に登録をしなければなりません。部活動と地域クラブ活動のどちらにも所属することはできますが、中体連へ両チームでエントリー（二重登録）をすることはできません。

Q 5. 地域クラブが任意参加であり、地域に限定しないものとなる場合、土曜日練習の地域クラブと日曜日練習の地域クラブ両方両方両方在籍することも可能になるのでしょうか。

A 5. 土曜日に活動する地域クラブ活動と、日曜日に活動する地域クラブ活動両方に参加することについては、現時点での制限はありません。今後、亘理町における地域クラブ活動ガイドラインを策定し、多様なニーズを踏まえた適切な運営が行えるよう、体制整備を行っていきます。

Q 6. 地域クラブを、学校部活動の保護者が任意の会として運営する場合であっても、外部指導者が必要となるのでしょうか。外部指導者となるべき要件を満たす保護者がいない学校部活動においては保護者会による地域クラブ運営はできないのでしょうか。

A 6. 地域クラブ活動団体として活動を希望する団体には、町への登録を行っていただく予定です。地域クラブ活動団体に登録・認証された場合には、令和7年9月末まで（実証事業期間）は、講師謝礼・障害保険料等を、町が負担します。登録の認証のために、一定の要件を満たす指導者の配置をお願いしたいと考えています。指導者がいない場合は、町からの紹介、又は「みやぎ地域クラブ活動指導者人材バンクシステム」を活用し、指導者を依頼することができます。指導者を置かず、親の会など任意に活動する場合には、亶理町としての制限はありませんが、学校との情報共有・調整を十分に行った上で実施する必要があるかと思えます。

Q 7. 一定の要件を満たす指導者の配置となっていますが、「一定の要件」とは、どのようなことですか。

A 7. 県又は町の実施する指導者研修会への参加を「一定の要件」として考えています。

Q 8. 外部指導者に対する報酬があるということは、臨時コーチに対する報酬を町や学校が支払うことも可能だということでしょうか。

A 8. 亶理町の部活動地域移行に係る実証事業が行われている期間（～R7.9月末日まで）は、亶理町教育委員会が事業内容に沿って指導者派遣料を負担します。

Q 9. 土・日に子供たちだけで自主練習をしたい場合、グラウンドは使用できるのですか。

A 9. 学校の施設（グラウンドを含む）は、子供たちだけの活動では開放をしません。また、町生涯学習課が管理するスポーツ施設利用については、基本的には予約制ですが、中学生については、使用する施設が空いていれば、自主練習で使用する場合でも、当日申込で無料開放しています。今後、地域クラブ活動での使用についても無料で開放することを考えています。

Q10. 地域クラブ活動に必要な道具は、どのように整備するのですか。

A 10. 部活動で使用しているものを共用できるよう、調整を進めていきたいと考えています。

Q11. 休日の地域クラブ部活動に対して、経済的に困窮する家庭への支援はどのようになっていますか。

A 11. 地域クラブ活動に係る費用については、スポーツ庁・文化庁から令和4年12月に発表された、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に、「経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。」との考え方が示されています。今後、他市町村の状況を踏まえながら、要件・条件を引き続き検討していきたいと考えています。

Q12. 働き方改革の視点から、平日に部活動をせずに、休日2日間先生方が部活動することは可能ですか。

A 12. 平日の部活動は、正規の勤務時間を超えて実施されている実態がありますが、本来は、教員の他の職務と同様に、正規の勤務時間内で実施すべきものです。勤務時間内で活動が実施できるような体制整備について、現在検討中です。

休日の活動については、平日の活動同様に長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっています。休日については、教員の業務となっている部活動を実施しない体制づくりを進めていきます。子供たちの活動の場として、部活動の代わりに、地域クラブ活動を整備していきます。

教員が、休日の地域クラブ活動の指導を望む場合は、兼職兼業の許可を得て、報酬を受け指導できるよう準備を進めています。

Q13. 来年ではなく、今年から休日の部活動を実施しないようにはできないのでしょうか。

A 13. 今年度から令和7年9月末までは、休日の部活動地域移行に係る実証事業を実施する期間としています。この期間中は、休日の部活動の地域移行について、できることから実施する予定です。部活動のハイシーズン以外の期間に、準備の整った種目について、地域クラブ活動を優先して実施できるようにしたいと考えています。